

平成28年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取り組み内容とその効果	目標の達成状況	実施において明らかになった課題と今後の対応方針
<p>■重点的に取り組む分野(【 】は評価指標) 総合的な検討を行った結果、以下の事項について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努める。</p>	<p>以下の通り</p>		<p>引き続き、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努める。</p>
<p>(1)事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施 相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役務調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。【当該取り組みの実施結果】</p>	<p>会計規程及び契約事務の取扱いに定めた随意契約によることのできる事由を国立研究開発法人日本医療研究開発機構内に引き続きしっかりと周知し、総務省行政管理局「独立行政法人の随意契約に係る事務について」等も参照しながら、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施した。</p>		<p>引き続き適正に実施していく。</p>
<p>(2)効果的な規模の単価契約等の実施 主に、市場在庫流通物件の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約等の一括の調達手法を実施する。他方、翻訳等の特定の労働集約型の調達対象においては、フェアトレードを前提とした中小企業配慮に留意する。【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数】</p>	<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構内で共通に使用するものについては、年間使用予定量の集計を行った上で、単価契約等による一括契約を以下の通り実施した。他方、翻訳業務、会議用音響機材設置業務、特定仕様の小口印刷業務等においては、中小企業を対象とした少額調達にも配慮し、調達を実施した。 (単価契約の件数)最低価格落札方式により、17件。 (契約差額)実施予算計画額との差額として約 630百万円。</p>	<p>規程・規則に従った適切な随意契約を行うとともに、効率的な調達が可能なものは、まとめ入札に付す等、計画に従い実施することができた。また、ホームページによる入札関係書類等の頒布を確実にかつ効率的に行うとともに、</p>	<p>引き続き適正に実施していく。</p>
<p>(3)入札関係書類のHP リリースの実現 HPによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書の頒布を行い、多くの方に情報が行き渡るように配慮することにより、応札者の情報アクセス等の利便性に寄与する。【当該取り組みの実施結果、公告サイトへのアクセス数】</p>	<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構HPにリンクを張り、入札公示専用のHPを開設することにより、仕様書、入札説明書等の頒布を従前よりもわかりやすく効率的に行うとともに、入札に関する質問回答も当該HP上で展開を実施し、多くの方に情報が行き渡るように配慮を行った。また利用者に登録していただいたメルマガで、入札公示等の更新情報配信を行うことにより、応札者の情報アクセス等への利便性に寄与するよう環境整備に努めた。 (公告サイトへのアクセス数)42,766アクセス以上を計測した。</p>	<p>に、入札辞退者のアンケート協力の結果をフィードバックし、改善に繋げる体制を確立できた。</p>	<p>今後は、専用のWebシステム運用を通じて、電子的なid登録の仕組みによる管理を用いて、より内容の充実した利便性の高い仕組みを提供する等、引き続き適正に実施していく。</p>
<p>(4)情報収集とフィードバックの実施 入札辞退書により応札を辞退した事業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査を行うとともに、辞退理由を要求担当者に共有フィードバックすることにより出来る改善を行い、複数者応札へしっかり取り組む。【当該取り組みの実施結果、情報共有フィードバック数】</p>	<p>入札辞退者に辞退書の提出やアンケート調査への任意協力を依頼し、辞退理由を要求担当者へ共有フィードバックを行った。 (情報共有フィードバック数)164件</p>		<p>引き続き適正に実施していく。</p>

平成28年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取り組み内容とその効果	目標の達成状況	実施において明らかになった課題と今後の対応方針
<p>■調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に法人内に設置された契約審査委員会(委員長は理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 ただし、特別の事情があり、委員長が認める場合に限り、委員会は、書面又はメールにより開催することとする。【契約審査委員会による点検件数等】</p> <p>(2) 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組 国立研究開発法人日本医療研究開発機構全体へ、経理事務処理に関する研修会を行うと共に、マニュアル、早見表等の整備を行う。 また、推進体制にある調達等合理化検討会の統括責任者及び副統括責任者が指定するメンバーによる、調達内容の多面的な審査を行うことにより、国立研究開発法人日本医療研究開発機構がその事業の遂行のために資する適正な調達であるか、個別のチェックを行う。 また、必要に応じて要求者に直接説明を求める等の吟味を行うとともに、監事回付の調達伺い案件は、要求時回付だけでなく、後日、契約書の回付も併せて行うものとする。【当該取り組みの実施結果】</p>	<p>以下の通り</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構の契約審査委員会規則に基づき、新たな随意契約の締結の審査のために、契約審査委員会を9回開催し17件の随意契約審査を実施し、1件の書面による持ち回り審査を行った。 いずれも規程に沿った事由に基づく適正なものとして承認された。</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構職員を対象とし、全員が参加できるようにスケジュールに配慮しつつ、20分程度の研修会を3回実施した。また、経理事務処理に関するマニュアルや様式の追加整備を行い、調達事務に必要な書類を示す既存の早見表等とともに電子掲示板等を利用して、引き続き、組織全体に周知を図るなど、不祥事発生の未然防止への取組も行った。 さらに、調達内容の多面的なチェックのために実施していた審査会を、購入依頼の適正なとりまとめのために必要な事前相談会とし、事業遂行上、適正な調達がなされるよう、より川上管理を行うことができる恰好に発展的解消と衣替えを行った。</p>	<p>随意契約に関する内部統制の確立のために、関係規則に則り、適切に運営を行うことができた。 また、不祥事の発生の未然防止への取り組みとして、事務処理に関する研修会を開催し、その内容の周知を都度、繰り返し行うことにより、浸透定着させるように努め、適宜個別の案件にも相談を受けながら適正な処理を指導するというを実施した。</p>	<p>引き続き適正に実施していく。</p> <p>マニュアル等のメンテナンスを、適宜行いながら、引き続き適正に実施していく。</p>